



熊本県公報

号外 第25号
令和6年(2024年)
3月29日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事課) 1
○熊本県医療法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	(医療政策課) 1
○熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(自然保護課) 15
○熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則	(労働雇用創生課) 25
○熊本県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則	(下水環境課) 31
○熊本県会計規則の一部を改正する規則	(会計課) 32
訓 令	
○熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令	(会計課) 34

規 則

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第12号

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年熊本県規則第56号)の一部を次のように改正する。
第6条の2第2号中「又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県医療法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第13号

熊本県医療法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
熊本県医療法施行細則の一部を改正する規則(令和5年熊本県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第21号から第23号まで及び第29号を改め、同号の次に17号を加える改正規定中「17号」を「25号」に改め、同条第29号の15から同条第29号の18までに係る部分を次のように改める。

- (29)の15 法第113条第1項の規定による指定の申請 特定地域医療提供機関指定申請書(別記第47号の15様式)
- (29)の16 法第116条第1項の規定による変更の申請 特定地域医療提供機関業務変更申請書(別記第47号の16様式)
- (29)の17 法第118条第1項の規定による指定の申請 連携型特定地域医療提供機関指定申請書(別記第47号の17様式)
- (29)の18 法第118条第2項において準用する法第116条第1項の規定による変更の申請 連携型特定地域医療提供機関業務変更申請書(別記第47号の18様式)
- (29)の19 法第119条第1項の規定による指定の申請 技能向上集中研修機関指定申請書(別記第47号の19様式)
- (29)の20 法第119条第2項において準用する法第116条第1項の規定による変更の申請 技能向上集中研修機関業務変更申請書(別記第47号の20様式)
- (29)の21 法第120条第1項の規定による指定の申請 特定高度技能研修機関指定

申請書（別記第47号の21様式）
(29)の22 法第120条第2項において準用する法第116条第1項の規定による変更の申請 特定高度技能研修機関業務変更申請書（別記第47号の22様式）
(29)の23 法第122条第2項の規定による届出 医師労働時間短縮計画変更届出書（別記第47号の23様式）
(29)の24 法第122条第3項の規定による届出 医師労働時間短縮計画変更不要届出書（別記第47号の24様式）
(29)の25 法第123条第4項の規定による申請 災害等事由による休息时间不確保許可申請書（別記第47号の25様式）
(29)の26 法第123条第4項ただし書の規定による届出 災害等事由による休息时间不確保届出書（別記第47号の26様式）
第4条第4項を改め、同条に1項を加える改正規定中「及び第29号の13から第29号の18まで」を「、第29号の13から第29号の22まで及び第29号の25」に、「及び第29号の12」を「、第29号の12、第29号の23、第29号の24及び第29号の26」に改める。
別記第47号様式の次に17様式を加える改正規定中「17様式」を「25様式」に改め、別記第47号の15様式から別記第47号の18様式までに係る部分を次のように改める。

別記第47号の15様式(第2条関係)

B水準

特定地域医療提供機関指定申請書

年 月 日

熊本県知事 様

開設者 住所 〒

電話番号

氏名

法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

医療法第113条第1項の規定により次のとおり特定地域医療提供機関の指定を受けたいので、申請します。

開設者	住所(法人であるときは主たる事務所の所在地)	ふりがな
	氏名(法人であるときは名称)	ふりがな
管理者の氏名		ふりがな
病院又は診療所の名称		ふりがな
病院又は診療所の所在の場所		ふりがな 〒 電話番号
医療法第113条第1項の指定に係る業務の内容(該当する番号を○で囲むこと。)		1 救急医療 2 居宅等における医療 3 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

別記第47号の16様式(第2条関係)

B水準

特定地域医療提供機関業務変更申請書

年 月 日

熊本県知事 様

開設者 住所 〒

電話番号

氏名

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

年 月 日付け 第 号にて特定地域医療提供機関として受けた指定に係る業務について、医療法第116条第1項の規定により次のとおり変更の承認を受けたいので、申請します。

開設者	住所(法人であるときは主たる事務所の所在地)	ふりがな
	氏名(法人であるときは名称)	ふりがな
管理者の氏名		ふりがな
病院又は診療所の名称		ふりがな
病院又は診療所の所在の場所		〒 電話番号
医療法第113条第1項の指定に係る業務の内容(該当する番号を○で囲むこと。)		1 救急医療 2 居宅等における医療 3 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療
変更しようとする事項		
変更理由		

別記第47号の17様式(第2条関係)

連携B水準

連携型特定地域医療提供機関指定申請書

年 月 日

熊本県知事 様

開設者 住所 〒

電話番号

氏名

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

医療法第118条第1項の規定により次のとおり連携型特定地域医療提供機関の指定を受けたいので、申請します。

開設者	住所(法人であるときは主たる事務所の所在地)	ふりがな
	氏名(法人であるときは名称)	ふりがな
管理者の氏名		ふりがな
病院又は診療所の名称		ふりがな
病院又は診療所の所在の場所		〒
		電話番号

別記第47号の18様式(第2条関係)

連携B水準

連携型特定地域医療提供機関業務変更申請書

年 月 日

熊本県知事 様

開設者 住所 〒

電話番号

氏名

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

年 月 日付け 第 号にて連携型特定地域医療提供機関として受けた指定に係る業務について、医療法第118条第2項において準用する同法第116条第1項の規定により次のとおり変更の承認を受けたいので、申請します。

開設者	住所(法人であるときは主たる事務所の所在地)	ふりがな
	氏名(法人であるときは名称)	ふりがな
管理者の氏名		ふりがな
病院又は診療所の名称		ふりがな
病院又は診療所の所在の場所		〒 電話番号
変更しようとする事項		
変更理由		

別記第47号の19様式(第2条関係)

C-1水準

技能向上集中研修機関指定申請書

年 月 日

熊本県知事 様

開設者 住所 〒

電話番号

氏名

〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

医療法第119条第1項の規定により次のとおり技能向上集中研修機関の指定を受けたいので、申請します。

開設者	住所(法人であるときは主たる事務所の所在地)	ふりがな
	氏名(法人であるときは名称)	ふりがな
管理者の氏名		ふりがな
病院又は診療所の名称		ふりがな
病院又は診療所の所在の場所		〒 電話番号
医療法第119条第1項の指定に係る業務の内容(該当する番号を○で囲むこと。)		1 医師法第16条の2第1項の臨床研修に係る業務 2 医師法第16条の11第1項の研修に係る業務

別記第47号の20様式(第2条関係)

C-1水準

技能向上集中研修機関業務変更申請書

年 月 日

熊本県知事 様

開設者 住所 〒

電話番号

氏名

〔法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

年 月 日付け 第 号にて技能向上集中研修機関として受けた指定に係る業務について、医療法第119条第2項において準用する同法第116条第1項の規定により次のとおり変更の承認を受けたいので、申請します。

開設者	住所(法人であるときは主たる事務所の所在地)	ふりがな
	氏名(法人であるときは名称)	ふりがな
管理者の氏名		ふりがな
病院又は診療所の名称		ふりがな
病院又は診療所の所在の場所		ふりがな 〒 電話番号
医療法第119条第1項の指定に係る業務の内容(該当する番号を○で囲むこと。)		1 医師法第16条の2第1項の臨床研修に係る業務 2 医師法第16条の11第1項の医療に関する最新の知見及び技能に関する研修に係る業務
変更しようとする事項		
変更理由		

別記第47号の21様式(第2条関係)

C-2水準

特定高度技能研修機関指定申請書

年 月 日

熊本県知事 様

開設者 住所 〒

電話番号

氏名

〔法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

医療法第120条第1項の規定により次のとおり特定高度技能研修機関の指定を受けたいので、申請します。

開設者	住所(法人であるときは主たる事務所の所在地)	ふりがな
	氏名(法人であるときは名称)	ふりがな
管理者の氏名		ふりがな
病院又は診療所の名称		ふりがな
病院又は診療所の所在の場所		〒 電話番号
医療法第120条第1項の指定に係る業務の内容		

別記第47号の22様式(第2条関係)

C-2水準

特定高度技能研修機関業務変更申請書

年 月 日

熊本県知事 様

開設者 住所 〒

電話番号

氏名

〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

年 月 日付け 第 号にて特定高度技能研修機関として受けた指定に係る業務について、医療法第120条第2項において準用する同法第116条第1項の規定により次のとおり変更の承認を受けたいので、申請します。

開設者	住所(法人であるときは主たる事務所の所在地)	ふりがな
	氏名(法人であるときは名称)	ふりがな
管理者の氏名		ふりがな
病院又は診療所の名称		ふりがな
病院又は診療所の所在の場所		〒 電話番号
変更しようとする事項		
変更理由		

別記第47号の23様式(第2条関係)

全機関共通

医師労働時間短縮計画変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

管理者 住所 〒

電話番号

氏名

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

機関の指定に係る労働時間短縮計画について、別紙のとおり変更しましたので、医療法第122条第2項の規定により届け出ます。

変 更 事 項	
変 更 理 由	

別記第47号の24様式(第2条関係)

全機関共通

医師労働時間短縮計画変更不要届出書

年 月 日

熊本県知事 様

管理者 住所 〒

電話番号

氏名

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

機関の指定に係る労働時間短縮計画については、見直しのための検討を行った結果、変更する必要がないと認めましたので、医療法第122条第3項の規定により届け出ます。

別記第47号の25様式(第2条関係)

全機関共通

災害等事由による休息时间不確保許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

管理者 住所 〒

電話番号

氏名

法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

医療法第123条第4項の規定により次のとおり同条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行わないことについて許可を受けたいので、申請します。

管理者の氏名	ふりがな
病院又は診療所の名称	ふりがな
病院又は診療所の所在の場所	〒 電話番号
休息及び代償休息の確保を行わない理由	
休息及び代償休息の確保を行わない期間	

別記第47号の26様式(第2条関係)

全機関共通

災害等事由による休息時間不確保届出書

年 月 日

熊本県知事 様

管理者 住所 〒

電話番号

氏名

法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

次のとおり医療法第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行わないこととしたため、同条第4項ただし書の規定により届け出ます。

管理者の氏名	ふりがな
病院又は診療所の名称	ふりがな
病院又は診療所の所在の場所	ふりがな
	〒 電話番号
休息及び代償休息の確保を行わなかった理由	
休息及び代償休息の確保を行わなかった期間	

附則第1項第2号中「17号」を「25号」に、「第29号の18」を「第29号の26」に、「17様式」を「25様式」に、「別記第47号の18様式」を「別記第47号の26様式」に改め、附則第3項中「第2条第29号の16」を「第2条第29号の17」に改め、附則第4項中「第2条第29号の17」を「第2条第29号の19」に改め、附則第5項中「第2条第29号の18」を「第2条第29号の21」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第14号

熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和54年熊本県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第24条中「署名押印」を「署名」に改める。

別記第1号様式の（注）以外の部分中「印」を削り、同様式（注）中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別記第2号様式中「印」を削る。

別記第2号の2様式の（注）以外の部分中「印」を削り、同様式（注）中第6号を削り、第7号を第6号とする。

別記第2号の3様式の（注）以外の部分中「印」を削り、同様式（注）を削る。

別記第2号の4様式（表）の（注）以外の部分中「印」を削り、同様式（注）中第4号を削り、第5号を第4号とする。

別記第2号の5様式の（注）以外の部分中「印」を削り、同様式中（注）第1号を削り、（注）第2号を（注）とする。

別記第2号の6様式の（注）以外の部分中「印」を削り、同様式（注）中第3号を削り、第4号を第3号とする。

別記第2号の7様式の（注）以外の部分中「印」を削り、同様式（注）を削る。

別記第2号の8様式（表）の（注）以外の部分中「印」を削り、同様式（注）中第4号を削り、第5号を第4号とする。

別記第3号様式の（注）以外の部分中「印」を削り、同様式中（注）第1号を削り、（注）第2号を（注）とする。

別記第4号様式の（注）以外の部分中「印」を削り、同様式中（注）第1号を削り、（注）第2号を（注）とする。

別記第5号様式の（注）以外の部分中「印」を削り、同様式中（注）第1号を削り、（注）第2号を（注）とする。

別記第6号様式の（注）以外の部分中「印」を削り、同様式中（注）第1号を削り、（注）第2号を（注）とする。

別記第7号様式及び別記第8号様式を次のように改める。

別記第7号様式(第5条関係)

特別保護地区(特別保護指定区域)内行為許可申請書

熊本県知事

様

年 月 日

〒 — —

住 所

電話番号 — —

ふりがな

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の規定により鳥獣保護区特別保護地区(特別保護指定区域)内における行為の許可を受けたいので、同条第8項の規定により次のとおり申請します。

特別保護地区(特別保護指定区域)の名称			
行為の種類			
行為の目的			
行為の場所			
行為の場所及びその付近の状況			
林 況 (立木竹の伐採申請をする場合のみ記入)	林種(□にレを付す)	□針葉樹林 □広葉樹林 □混交林 : □天然林 □人工林	
	樹 種		林 令
	森林面積		総 蓄 積 (a)
施 行 方 法	建築物等の設置又は埋立て(干拓)申請に係る概要	建築物等の規模・構造又は埋立て(干拓)面積	工事の方法
	立木竹の伐採申請に係る概要	伐採種別(□にレを付す)	□皆 伐 □単木択伐 □群状択伐
予 定 日	着 手 完 了	伐採樹種	
		伐採面積(本数)	平均 樹 令
		平均胸高直径	伐採材積 (b)
		伐採材積歩合 (b/a)	%
関連行為の概要			
建築物等の工事施行後の周辺、伐採跡地、埋立て(干拓)後の取扱			
備 考		年 月 日 年 月 日	

記載上の注意事項 「備考」欄には次の事項を記載してください。

- (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (2) 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
- (3) 過去に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

添付図面 (水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置に係る申請のみ添付してください。)

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真(近景、遠景の写真及び行為の場所との関係を明らかにした撮影位置図)
- (3) 行為の実施方法の表示に必要な図面

別記第8号様式(第6条関係)

損失補償請求書

年 月 日

熊本県知事

様

〒 ー

住 所

電話番号 ー ー

ふりがな

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条第1項の規定により損失補償を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり請求します。

鳥獣保護区等の名称	鳥獣保護区(特別保護地区)
補償請求の原因となった行為・箇所	<input type="checkbox"/> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第11項の規定による鳥獣保護区内の鳥獣保護の施設の設置 <input type="checkbox"/> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の規定による特別保護地区内の行為の申請に係る不許可 <input type="checkbox"/> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第10項の規定により同条第7項の許可に条件を付せられたこと 箇所：
補償請求の理由 (損失の内容・程度など)	
補償請求額の総額	
補償請求額の内訳	
備 考	

記載上の注意事項

- 1 補償請求の原因となった行為については、該当する項目の□にレ印を付してください。
- 2 施設の設置による損失に対する補償請求の場合は、請求額を土地及び木竹に区分して明示してください。

別記第9号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式中(注)第1号を削り、(注)第2号を(注)とする。

第9号の2様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)中第5号を削り、第6号を第5号とする。

別記第10号様式中「

ふ	り	が	な
氏			名

印」を「

ふ	り	が	な
氏			名

」に改め、同様式記載上の注意事項第3号を削る。

別記第11号様式中「

ふ	り	が	な
氏			名

印」を「

ふ	り	が	な
氏			名

」に改め、同様式記載上の注意事項第3号を削る。

別記第11号の2様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)第3号を削る。

別記第12号様式から別記第14号様式までを次のように改める。

別記第12号様式(第10条関係)

(表)

※整理番号	※登録番号
	※狩猟免許
	※損害の賠償
	※放鳥獣猟区の区域の登録の有無
	※法施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別
	※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別

狩猟者登録申請書

熊本県知事 様

年 月 日

写 真

住 所	(〒 —) 電話番号(— —)	収 入 証 紙
ふりがな		
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
<p>下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類(□にレ印を付してください。)、使用する猟具の種類(番号に○印を付してください。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号、所持する免許の種類(□にレ印を付してください。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)を記載してください。</p> <p>なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をしてください(「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付してください。)</p>		

<input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名	知事	交 付 年月日	年 月 日	狩猟免許の番号		
<input type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録	2 わな	都道府県知事名	知事	交 付 年月日	年 月 日	狩猟免許の番号		
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	交 付 年月日	年 月 日	狩猟免許の番号		
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類 <input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許		都道府県知事名	知事	交 付 年月日	年 月 日	狩猟免許の番号

(裏)

(2) 狩猟をしようとする場所								
1 県の区域全部		2 放鳥獣猟区の区域						
(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別(対象鳥獣捕獲員である場合は□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載してください。)								
<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員 <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員でない		対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 ()						
(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別(該当の□にレ印を付してください。)								
<input type="checkbox"/> 許可捕獲等をした者 <input type="checkbox"/> 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者		<input type="checkbox"/> 許可捕獲等に従事した者 <input type="checkbox"/> いずれにも該当しない						
(5) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載してください。)								
免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで				
(6) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日(第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)								
第1種銃猟免許	ライフル銃	猟銃・空気銃所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日			
	散弾銃 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)							
第2種銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)							
(7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項								
共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間				
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間				
資産保有								
(8) 職業								
<table border="1" style="width: 100%; height: 30px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>								
1 専門的・技術的職業従事者		2 管理的職業従事者		3 事務従事者				
4 販売従事者	5 農林業従事者	6 漁業従事者	7 採鉱・採石作業者					
8 運輸・通信従事者	9 技能工・生産工程作業者		10 単純労働者					
11 保安職業従事者	12 サービス職業従事者	13 分類不能の職業						
14 無職								
記載上の注意事項								
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出してください。								
2 文字は、楷書で明瞭に記載してください。								
3 (2)は、該当番号を○で囲んでください。								
4 (8)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲んでください。								
5 ※印欄には、申請者は記載しないでください。								
対象鳥獣捕獲員であるか否かの別の欄は、対象鳥獣捕獲員である場合は所属市町村名を、対象鳥獣捕獲員でない場合は「否」と記載してください。								
添付書類								
1 狩猟により生じる損害の賠償についての要件を備えていることを証する書面								
2 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚								
3 申請者が県外在住者の場合には、現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するために必要な書類								
4 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者である場合は、狩猟税減免措置について要件を備えていることを証明する書面								

別記第13号様式(第10条関係)

(表)

※登録番号	
※狩猟免許	
※損害の賠償	
※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
※法施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別	
※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	

※整理番号

狩猟者変更登録申請書

写 真

熊本県知事

様

年 月 日

住 所	(〒 —) 電話番号(— —)
ふりがな	
氏 名	
職 業	
生 年 月 日	年 月 日生
変更しようとする狩猟者登録証の番号	号
変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日	年 月 日

収 入 証 紙

下記のとおり変更登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により申請します。

記

(1) 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類(□にレ印を付してください。)、使用する猟具の種類(番号に○印を付してください。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号、所持する免許の種類(□にレ印を付してください。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)を記載(変更がある場合のみ記載)してください。

なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をしてください(「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付してください。)

<input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名	知事	交 付 年 月 日	年 月 日	狩猟免許の番号		
<input type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録	2 わな	都道府県知事名	知事	交 付 年 月 日	年 月 日	狩猟免許の番号		
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	交 付 年 月 日	年 月 日	狩猟免許の番号		
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類 <input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許		都道府県知事名	知事	交 付 年 月 日	年 月 日	狩猟免許の番号

(裏)

(2) 変更をしようとする場所(変更がある場合のみ記入)

1 県の区域全部

2 放鳥獣猟区の区域

(3) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載してください。)

免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
-------------	------------	-------	-----------------

(4) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日(第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)

第1種 銃猟免許	ライフル銃	猟銃・空気銃 所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日
	散弾銃				
	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
第2種 銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				

記載上の注意事項

- 1 狩猟者変更登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出してください。
- 2 文字は、楷書で明瞭に記載してください。
- 3 (1)及び(2)については、変更がある場合のみ必要事項を記載し、変更がない場合は記載しないでください。
- 4 (2)は、該当番号を○で囲んでください。
- 5 ※印欄には、申請者は記載しないでください。

添付書類

- 1 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚
- 2 申請者が県外在住者の場合には、現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するために必要な書類
- 3 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者である場合は、狩猟税減免措置について要件を備えていることを証する書面

別記第14号様式(第11条、第13条関係)

住所等変更届出書 許可証等亡失届出書 許可証等再交付申請書		年 月 日
熊本県知事 様		
住 所	〒 — — 電話番号 — —	収入証紙
ふりがな		
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
職 業		

(該当項目の□にレ印を付してください。)

住所・氏名等に係る区分の変更届出書(※1)
次のおり住所等の変更をしたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(第46条第1項、第61条第4項)又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(第7条第11項、第7条第12項、第11条の2第9項、第13条の9第5項、第13条の9第6項、第15条第6項、第20条第5項、第24条第5項、第42条第5項、第46条の2第5項)の規定により届け出ます。

対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の届出書(※2)
次のおり変更があったので、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第6項の規定により読み替えて適用する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第4項の規定により届け出ます。

亡失届出
次のおり狩猟免許等を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(第7条第13項、第7条第14項、第11条の2第10項、第13条の9第7項、第15条第7項、第20条第6項、第24条第6項、第42条第6項、第46条の2第6項、第50条、第65条第10項)の規定により届け出ます。

再交付申請
次のおり狩猟免許等を亡失(滅失、汚損、破損)したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(第9条第9項、第15条第7項、第19条第6項、第24条第6項、第35条第8項、第46条第2項、第61条第5項)又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(第11条の2第7項、第13条の9第4項、第46条の2第4項)の規定により狩猟免許等の再交付を申請します。

狩猟免許等の種類	(該当項目の□にレ印を付してください。) <input type="checkbox"/> 狩猟免許 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章 <input type="checkbox"/> 鳥獣の捕獲等許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 承認証(対象狩猟鳥獣) <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 鳥獣飼養登録票 <input type="checkbox"/> 販売許可証 <input type="checkbox"/> 承認証(特定猟具使用) <input type="checkbox"/> 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証 <input type="checkbox"/> 麻醉銃猟許可証	
番 号		
交 付 年 月 日	年 月 日	
変 更 ・ 亡 失 年 月 日	年 月 日	
※1	変 更 事 項	(該当項目の□にレ印を付してください。) <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 <input type="checkbox"/> 使用しようとする猟具 <input type="checkbox"/> 狩猟免許の効力停止
	変 更 内 容	旧 新
※2	変 更 事 項	(該当項目の□にレ印を付してください。) <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員となった。 <input type="checkbox"/> 当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった。
亡失又は再交付の理由		

記載上の注意事項

- 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付してください。
- 2 ※1印の欄は、住所・氏名等の変更届出を行おうとする場合に限り記載してください。
なお、変更届には、住所、氏名の変更が確認できる書類(住民票、運転免許証の写等)を添付してください。
(届出書の提出に際して上記書類の提示を行うことでも足りません。)
- ※2印の欄は、対象鳥獣捕獲員でない者として狩猟者登録を行った者が当該者の狩猟者登録期間中に対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の届出に限り記入してください。
- 3 法人にあっては、住所の欄は主たる事務所の所在地を、氏名の欄は名称及び代表者名を記載してください。

別記第15号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。
別記第16号様式を次のように改める。

別記第16号様式(第15条関係)

指定猟法許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

〒 ー

申請者 住 所
電話番号
氏 名
職 業
生年月日

年 月 日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第4項ただし書の規定により指定猟法禁止区域における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、同条第11項において準用する同法第9条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

指定猟法の種類	
指定猟法によらなければならない理由	
捕獲等の目的	
捕獲等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等の区域	
捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	
学術研究を目的として捕獲等をしようとする場合にあっては、研究の事項及び方法	

- (注) 1 申請者が法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 申請書には、捕獲等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

別記第16号の2様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第15号

熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

熊本県立職業能力開発校規則(昭和44年熊本県規則第73号)の一部を次のように改正する。

- 第1条中「ただし書き」を「ただし書」に、「第6条」を「第12条」に改める。
- 第24条を第33条とし、第23条の次に次の9条を加える。
(使用許可の申請)
第24条 条例第6条第1項の規定による使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の14日前までに職業能力開発校使用許可申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、職業能力開発校使用許可申請書の提出期限については、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
(変更の許可の申請)
第25条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、職業能力開発校変更使用許可申請書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。
(使用の取消しの届出)
第26条 使用者は、使用許可を受けた能力開発校の施設の使用の取消しをしようとするときは、職業能力開発校使用取消届出書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。
(使用料の納入)
第27条 条例第9条第2項に規定する使用料の納入は、知事が指定する日までに行わなければならない。
(使用料の還付)
第28条 条例第9条第3項ただし書の規定により既納の使用料を還付する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。
(1) 使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができなくなったとき。
(2) 条例第8条の規定により知事が管理上支障があると認めて使用許可を取り消したとき。
(3) 使用日の3日前までに使用の取消しを届け出たとき。
- 2 条例第9条第3項ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、職業能力開発校使用料還付請求書(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。
(使用料の減免の申請)
第29条 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、職業能力開発校使用料減免申請書(別記第9号様式)を知事に提出しなければならない。
(目的外使用等の禁止)
第30条 使用者は、施設を使用許可を受けた目的以外に使用し、又は他人に使用させてはならない。
(原状回復)
第31条 使用者は、施設の使用を終了し、又は条例第8条の規定により使用許可を取り消されたときは、使用に係る施設を原状に復し、係員の点検を受けなければならない。
(毀損等の届出)
第32条 能力開発校の施設を毀損し、又は滅失した者は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
別記第4号様式の次に次の5様式を加える。

別記第5号様式(第24条関係)

職業能力開発校使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

使用許可を受けたいので、熊本県立職業能力開発校規則第24条の規定により次のとおり申請します。

使用の目的 (行事等の名称)			
使用予定人員	人		
使用施設名	利用年月日	利用時間	※ 使用料
	年 月 日()	時 分から 時 分まで	円
	年 月 日()	時 分から 時 分まで	円
	年 月 日()	時 分から 時 分まで	円
	年 月 日()	時 分から 時 分まで	円
	年 月 日()	時 分から 時 分まで	円
	年 月 日()	時 分から 時 分まで	円
		計	円
※備考			

備考 ※欄は、記入しないでください。

別記第6号様式(第25条関係)

職業能力開発校変更使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

使用許可を受けた事項を変更したいので、熊本県立職業能力開発校規則第25条の規定により次のとおり申請します。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		

別記第7号様式(第26条関係)

職業能力開発校使用取消届出書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

使用の取消しをしたいので、熊本県立職業能力開発校規則第26条の規定により次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
使 用 施 設 名	
使 用 期 間	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 年 月 日 午前 時 分まで 午後 時 分まで
取 消 し の 理 由	

別記第8号様式(第28条関係)

職業能力開発校使用料還付請求書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

使用料の還付を受けたいので、熊本県立職業能力開発校規則第28条の規定により次のとおり請求します。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号			
使用しなかった 施 設 名				
使用しなかった 期 間	年 月 日		午前 午後	時 分から
	年 月 日		午前 午後	時 分まで
納付した使用料	納付年月日	年 月 日	領収書番号	第 号
	納 付 額			
還 付 請 求 金 額				

別記第9号様式(第29条関係)

職業能力開発校使用料減免申請書

年 月 日

熊本県知事

様

申請者 住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

使用料の減免を受けたいので、熊本県立職業能力開発校規則第29条の規定により次のとおり申請します。

使用施設名			
使用目的			
使用予定期間	年 月 日	午前 午後	時 分から
	年 月 日	午前 午後	時 分まで
減免を申請する理由			
その他の参考事項			※減免後の使用料
			円
備考 ※欄は、記入しないでください。			

附 則
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第16号

熊本県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則
熊本県流域下水道事業会計規則（令和2年熊本県規則第22号）の一部を次のように改正する。
題名中「流域下水道事業」を「下水道事業」に改める。

「第10章 予算	「第10章 報告セグメン
第1節 通則（第82条・第83条）	第11章 予算
第2節 予算の実施（第84条－第87条）	第1節 通則（第83
第11章 決算	第2節 予算の実施（
第1節 通則（第88条・第89条）	第12章 決算
第2節 決算（第90条・第91条）	第1節 通則（第89
第12章 雑則	第2節 決算（第91
第1節 証拠書類（第92条－第96条）	第13章 雑則
第2節 損害賠償（第97条）	第1節 証拠書類（第
第3節 様式等（第98条－第101条）」	第2節 損害賠償（第
	第3節 様式等（第9

ト（第82条）

条・第84条）
第85条－第88条）

条・第90条） に改める。
条・第92条）

93条－第97条）
98条）

9条－第102条）
本則（第1条を除く。）中「流域下水道事業」を「下水道事業」に改める。
第1条中「流域下水道事業の」を「下水道事業の」に、「流域下水道事業（」を「の公
共下水道事業及び流域下水道事業（」に、「「流域下水道事業」という。」を「「下水道
事業」と総称する。」に改める。
第81条中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に、「
第21条の14第1項第3号」を「第21条の13第1項第3号」に改める。
第12章第3節中第101条を第102条とし、第98条から第100条までを1条ず
つ繰り下げる。
第12章第2節中第97条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の
8第1項後段」に改め、同条第1号中「第243条の2の2第1項第1号」を「第243
条の2の8第1項第1号」に改め、同条第2号中「第243条の2の2第1項第4号」を
「第243条の2の8第1項第4号」に改め、同条を第98条とする。
第12章第1節中第96条を第97条とし、第92条から第95条までを1条ずつ繰り
下げ、同章を第13章とする。
第11章第2節中第91条を第92条とし、第90条を第91条とする。
第11章第1節中第89条を第90条とし、第88条を第89条とし、同章を第12章
とする。
第10章第2節中第87条を第88条とし、第84条から第86条までを1条ずつ繰り
下げる。
第10章第1節中第83条を第84条とし、第82条を第83条とし、同章を第11章
とする。
第9章の次に次の1章を加える。

第10章 報告セグメント
第82条 報告セグメントの区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共下水道事業
- (2) 流域下水道事業

別表収益勘定の表流域下水道事業収益の部中「流域下水道事業収益」を「下水道事業収
益」に改め、同部営業収益の款目の欄及び節の欄を次のように改める。

下水道管理負担金	流域下水道管理負担金
	公共下水道管理負担金

下水道使用料	
受託事業収益	
その他営業収益	材料売却収益
	雑収益
繰延運営権対価収益	
運営権者更新投資収益	

別表費用勘定の表流域下水道事業費用の部中「流域下水道事業費用」を「下水道事業費用」に改め、同部営業費用の款管きょ費・ポンプ場費・処理場費の項、同款受託事業費・業務費の項及び同款総係費の項中「備用品費」を

「備用品費
薬品費

」に改め、同部営業外費用の款支払利息及び企業債取扱諸費の項中「借入金利息

」を「借入金利息
その他利息」に改める。

別表資産勘定の表流動資産の部未収金の款営業未収金の項中「未収流域下水道建設負担金

を「未収流域下水道建設負担金
未収公共下水道管理負担金
未収公共下水道建設負担金
未収下水道使用料」に改め、同款営業外未収金の項中「未収流域下水道資本費負担金

」を「未収流域下水道資本費負担金
未収公共下水道資本費負担金」に改める。

別表負債勘定の表固定負債の部企業債の款建設改良費等の財源に充てるための企業債の項及び同表流動負債の部企業債の款建設改良費等の財源に充てるための企業債の項中「流

域下水道事業債」を「流域下水道事業債
公共下水道事業債」に改め、同表繰延収益の部長期前

受金の項及び同部長期前受金収益化累計額の項中「受取財産評価額

」を「受取財産評価額
寄付金」に改め、同部に次の

ように加える。

繰延運営権対価		
繰延運営権対価収益化累計額（借方）		
運営権者更新投資		
運営権者更新投資収益化累計額（借方）		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第17号

熊本県会計規則の一部を改正する規則
熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 地方自治法、施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、従前の例により、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に従前の公金事務（同項の規定する従前の公金事務をいう。）の場を進行させている者に、施行日以後に従前の公金事務をいう。）第28条及び第29条に規定する徴収又は収納の事務の委託、旧規則第55条に規定する支出の事務の委託、旧規則第56条に規定する返納金の戻入、旧規則第112条に規定する検査の実施、旧規則第114条に規定する検査事項、旧規則第130条に規定する徴収事務等受託者並びに旧規則第131条に規定する支出事務受託者の帳簿については、なお従前の例による。

訓 令

熊本県訓令第12号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各地方出先各機関
 教育委員会事務局
 人事委員会事務局
 監査委員事務局
 警察委員会事務局
 労働委員会事務局
 議事事務局

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令（熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令（昭和60年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正する。
 別記第14号様式その1及びその2中「地方自治法施行令第158条第1項」を「地方自治法第243条の2第1項」に、「歳入」を「公金」に、「の事務」を「に関する事務」に改める。
 別記第15号様式中「徴収（収納）事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。
 別記第30号様式中「支出事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。